

大阪の最低賃金

838円



2014年10月5日(発効予定)から
時間給838円以上でない

最低賃金法違反になります。(高校生・再雇用も)
違反をすれば2年間さかのぼって請求できます。

パートも
アルバイトも

有給休暇と残業手当 がないのは違法です。

年次有給休暇は入社後6ヵ月以上勤務し、その間の出勤率が80%以上あれば1年間に10日とれます。年休は勤務年数の増加にともない増え、6年半勤めれば20日とれます。(週1日の仕事の人でも有給があります。)一部時間単位での取得が可能となりました。

時間外や休日出勤、深夜労働の割増し賃金表

60時間超の場合割増賃金50%が有給の休日取得も可能となりました。

時間外労働	25%以上
法定休日出勤	35%以上
深夜労働	25%以上



働く人の権利として、有給休暇や残業手当は法律で定められています。

突然のクビ?!それ違法です

使用者からの一方的な解雇=労働契約の解約は違法です。「正当かつ合理的な理由」のない解雇は「解雇権の濫用」として、厳しく禁止されています。「クビだ」と言われたら、はっきり「NO」と言いましょ。

使用者の都合による解雇の場合は30日前に解雇予告をおこなうか、解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)の支払いが必要です。

通勤手当は誰でも正規と 同一基準でもらえます。

非正規労働者(有期雇用契約者)には通勤手当が出ない、正規と比べて大きな差がある、こうした職場が少なくありません。

しかし昨年の4月から労働契約法が改正され、特別の理由がない限り格差は禁止されました。



労働組合の結成や加入、組合員であることを理由とする
解雇は労働組合法で禁止されています。

ひとりで悩まず今すぐご連絡を

労働相談



秘密厳守 相談無料
賃金、残業、解雇、
休暇、保険など

月~金10:00~18:00
フリーダイヤル/携帯電話可

0120-378-060

メールでの相談も受付けています ▶ <http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/>



連絡先: 大阪市北区錦町2-2 国労会館1階 大阪労連 Tel.06-6353-6421
主催: 第19回/1年・非常勤・N/L/1年・派遣労働者のこと実行委員会

守る雇用 実現しよう均等待遇

地下鉄谷町線「天王寺駅前夕陽ヶ丘」2号出口徒歩3分

場所 天王寺区民センター・ホール
日時 11月16日(日) 13時~15時半